

建設業の労働災害急増中！

年末年始の建設業の労働災害を防止しましょう
～災害復旧工事における安全対策も万全に！～

川崎北労働基準監督署

川崎北労働基準監督署管内の建設業の労働災害による死傷者(休業4日以上)の災害は、**令和元年8月以降増加傾向**にあり、災害発生状況のうち「**墜落・転落**」「**転倒**」「**飛来・落下**」「**はさまれ・巻き込まれ**」といった**事故の型の災害が多く発生**しています。

これから迎える年末年始は、建設工事が輻輳化し、さらに寒冷下での作業となることから労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。経営トップ等による現場点検の実施等労働災害防止活動を強化し労働災害防止に努めてください。

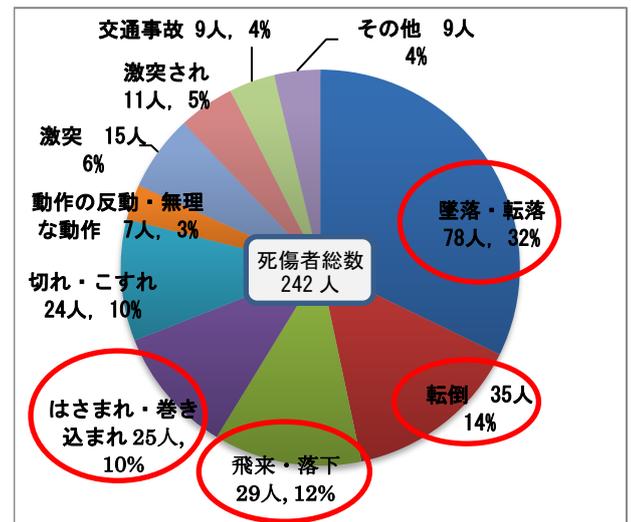
また、台風19号等の影響で、当署管内においては中原区や高津区を中心に浸水災害等が発生し、市民生活や事業活動等に大きな被害が生じているところです。これらの災害復旧工事の本格化に伴い、作業時の労働災害等の発生が懸念されることから、安全対策の徹底を図ってください。

当署の令和元年における建設業の労働災害の推移



統計資料：労働者死傷病報告（様式第23号）

H28～30年当署の建設業の事故の型別労働災害発生状況



「墜落・転落」が約30%を占めています！
「転倒」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、を含めると約70%！

当署で発生した建設業における労働災害の事例

発生状況	傷病の程度
作業後地上に上がるため昇降設備を使用せずに外部足場をよじ登った際足を滑らせ 墜落 した	足の骨折 休業見込1年
外部足場を後ろ向きで移動していたところ足を足場板から踏み外し 墜落 した	足首の骨折 休業見込6ヶ月
移動式クレーンの荷台から地上に降りようとした際、荷台上にあった角材につまずいて 転倒 した	足の骨折 休業見込3ヶ月
荷を2名で持ち上げて運搬していた際、高さ約30センチの段差を後ろ向きのまま降りたため膝を 捻った	膝関節の捻挫等 休業見込3ヶ月
運転中のドラグショベルの付近で手元作業を行っていたところ、旋回したドラグショベルが腰部に 激突 した	骨盤部の打撲 休業見込1ヶ月
2名で攪拌機を用いた建築材料を攪拌していたところ、1名が目を離れた間にもう1名が攪拌機に手を入れ接触し手指を 挟まれた	指の切断 休業見込2ヶ月

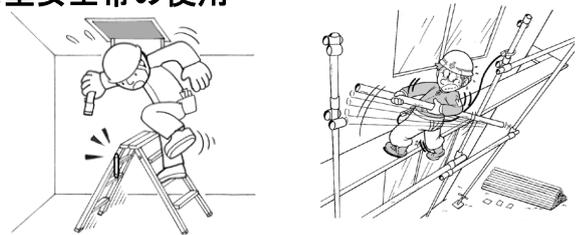
労働災害を防止するために、施工計画作成時等にリスクアセスメントを実施するとともに、以下の事項に留意して安全作業マニュアル等を整備してください。

また、作業場にひそむ危険などを目に見える形にした「安全の見える化」に取り組んでください。

イラスト出典元：厚生労働省ホームページ

墜落・転落災害の防止

- ① 高所作業における墜落・転落を防止するための適切な作業床の設置等
- ② 「足場からの墜落・転落防止の総合対策要綱（平成27年5月20日基安発0520第1号）」に基づく足場の管理
- ③ 「足場の設置が困難な屋根上作業の墜落防止対策のポイント」のパンフレット（厚生労働省のHPに掲載）を活用した、屋根上作業における安全帯取付設備の設置等
- ④ 墜落時の衝撃を軽減することができるフルハーネス型安全帯の使用
- ⑤ 脚立、はしご等の設備の適切な使用方法の徹底



転倒災害の防止

- ① 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- ② 作業に適した靴の着用
- ③ 足元が見えにくい状況（照度不足、足元が隠れる荷を持つなど）の作業の改善
- ④ ストレッチ体操等の実施（神奈川県労働局のHPに「ころばNICEかながわ体操」を掲載）

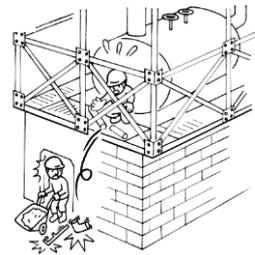
はさまれ・巻き込まれ災害の防止

- ① 建設用機械を使用するときの作業範囲内への立入禁止措置の徹底
- ② 適正な作業指揮者・誘導者の配置



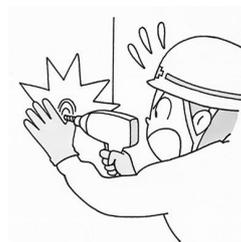
飛来・落下災害の防止

- ① 高所作業時の物体の落下防止措置（ネットの設置等）の徹底
- ② 物体が落下するおそれのある箇所への立入禁止措置の徹底
- ③ クレーン等作業時の適正な玉掛用具の使用
- ④ 資材等の荷崩れを防止するための用具（結束バンド等）の使用



切れ・こすれ災害の防止

- ① 機械の可動部に接触防止用の安全カバーの設置
- ② 電動工具等の適切な使用方法の徹底



「安全の見える化」の事例

安全通路の見える化（安全通路の確保・明示）



立入禁止区域の見える化



作業内容の見える化



台風 19 号等の災害復旧工事伴い、土砂崩壊災害、被害を受けた屋根等の補修工事及びがれきの処理作業時等における労働災害の発生が懸念されることから、**安全対策の徹底**を図ってください。

①災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

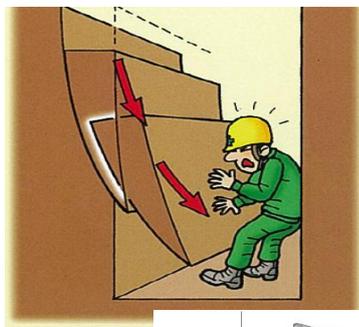
○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。



○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

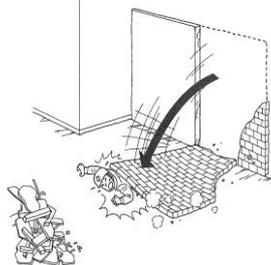


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。

○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

②がれき等の処理作業を行う際の注意事項～がれき等処理作業を行う皆様へ～

作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行いましょう。
※がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いします。

作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。

作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪いがれきの上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でPCBが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへがれきを積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上のがれきには乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。

最新の情報は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)、神奈川労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku>) をご参照ください。

※ご不明な点は川崎北労働基準監督署安全衛生課（電話044（382）3191）または方面（電話044（382）3190）までお問い合わせください。

(2019.12)